

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第68期事業年度

(2018年4月1日～2019年3月31日)

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

株式会社 タカラトミー

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、ご提供しているものであります。

当社ウェブサイト <https://www.takaratomy.co.jp>

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

33社
株式会社トミーテック
株式会社タカラトミーアーツ
株式会社タカラトミーマーケティング
株式会社キディランド
TOMY Holdings, Inc.
TOMY International, Inc.
TOMY (Hong Kong) Ltd.

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社

株式会社タツノコプロ

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称
- ・持分法を適用しない理由

三陽工業株式会社
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、TOMY (Vietnam) Co., Ltd.は新規設立のため、連結の範囲に含めております。また、TOMY Netherlands B.V.、TOMY UK Ltd.は清算したため、連結の範囲から除いております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- ・連結子会社のうち決算日が12月末日の会社
- TOMY (Shenzhen) Ltd.
TOMY (Shanghai) Ltd.
Limited Liability Company TOMY

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的債券
- ロ. その他有価証券

償却原価法（定額法）を採用しております。

- ・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. デリバティブ

時価法を採用しております。

二. たな卸資産

・当社及び国内連結子会社

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しておりますが、一部子会社につきましては売価還元原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・在外連結子会社

主として先入先出法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

・当社及び国内連結子会社

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

主な耐用年数

建物及び構築物 2～65年

工具、器具及び備品 2～20年

見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

・在外連結子会社

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

ハ. リース資産

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

連結会計年度末現在に有する金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

ハ. 返品調整引当金

連結会計年度末後の返品損失に備えるため、過去返品実績により見積もった当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ. 製品自主回収引当金

製品自主回収に関する回収費用について、当連結会計年度末において必要と認めた合理的な損失見積額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

連結子会社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の適用要件を満たすものについては、繰延ヘッジ処理を適用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……先物為替予約、通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引、変動金利の借入金

ハ. ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利変動リスク低減のため、ヘッジ対象の一定の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、ヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合はヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年間で均等償却し、少額の場合は発生時に一括償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主に5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号最終改正平成13年3月31日)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を負債の部、「土地再評価差額金」を純資産の部にそれぞれ計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- | | |
|--------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | △769百万円 |
| (3) 有形固定資産の減損損失累計額 | 35,262百万円 |
| (4) 担保資産及び担保付債務 | 1,066百万円 |

担保に供している資産

定期預金	92百万円
------	-------

建物及び構築物	1百万円
---------	------

土地	5百万円
----	------

計	100百万円
---	--------

担保資産に対応する債務

支払手形及び買掛金	73百万円
-----------	-------

計	73百万円
---	-------

4. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失
賃貸用資産のうち店舗	土地 建物及び構築物	栃木県壬生町	41
事業用資産	無形固定資産(その他)	東京都葛飾区	39
遊休資産	土地	栃木県壬生町	9
事業用資産	商標利用権	米国アイオワ州ダイアースビル市	526
事業用資産	投資その他の資産(その他) 工具、器具及び備品 無形固定資産(その他)	英国デヴォン州エクセター市	234
事業用資産のうち店舗(小売店及び展示場)	建物及び構築物 工具、器具及び備品 投資その他の資産(その他)	東京都千代田区他	63

当社グループは、事業用資産については地域及び事業の関連性を基礎とした管理会計上の区分によるグルーピング、賃貸用資産、遊休資産については個々の物件をグルーピングの最小単位としております。

上記の栃木県の賃貸用資産のうち店舗については、売却契約の締結または売却の意思決定に伴い回収可能価額と帳簿価額とを比較したところ、著しい乖離がみられるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(41百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、土地31百万円、建物及び構築物10百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、売却予定額により算定しております。

上記の東京都の事業用資産については、無形固定資産を用いたサービスが終了したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(39百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、無形固定資産(その他)39百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額については、当該資産の廃棄を予定していることから零として評価しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないことにより、零として評価しております。

上記の栃木県の遊休資産については、帳簿価額を時価評価額まで減額し、当該減少額を減損損失(9百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、土地9百万円であります。

上記の米国の事業用資産については、一部のライセンス等について回収可能性が認められなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失(526百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、商標利用権526百万円であります。

なお、これらの資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないことなどにより、零として評価しております。

上記の英国の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、かつ将来キャッシュ・フローの見積り総額が各資産の帳簿価額を下回ることなどにより、帳簿価額を回収可

能価額まで減額し当該減少額を減損損失(234百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、投資その他の資産(その他)138百万円、工具、器具及び備品85百万円、無形固定資産(その他)11百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。正味売却価額については、当該資産の廃棄を予定していることから零として評価しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローが見込まれないことなどにより、零として評価しております。

その他の事業用資産のうち店舗(小売店及び展示場)については、撤退の意思決定に伴い回収可能価額と帳簿価額とを比較したところ、著しい乖離がみられるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失(63百万円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物40百万円、工具、器具及び備品21百万円、投資その他の資産(その他)1百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、売買契約等により算定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	96,290千株	－千株	－千株	96,290千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式（注）	1,947千株	1千株	897千株	1,051千株

（注）自己株式の普通株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取によるものであり、減少897千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	660	7	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月13日 取 締 役 会	普通株式	666	7	2018年9月30日	2018年12月13日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2019年6月21日開催の第68回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 1,619百万円
- ・1株当たり配当金額 17円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月24日

（注）1株当たり配当額には、創業95周年記念配当10円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2015年9月15日 取 締 役 会 決 議 分	2016年8月9日 取 締 役 会 決 議 分
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる 株 式 の 数	165,000株	148,800株

（注） 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に玩具事業を営むために必要な資金を銀行借入及び社債により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び債権債務決済時等の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、与信管理規程及び債権管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先への与信を毎期見直す体制としております。連結子会社の営業債権の状況は、定期的に本社財務部門へ報告され、期日及び残高の確認を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。これらは主に業務上の関係を有する企業の株式で、定期的に時価の把握を行っており、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日です。外貨建のものは為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約等を利用してヘッジしております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、主に将来発生する外貨建支払等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引を利用しております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、グループ資金管理方針に従って当社の経理財務室が実施しており、取引予定額、取引状況、取引残高について、必要に応じて当社の取締役会等に報告しております。また、利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対 照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	53,919	53,919	－
(2) 受取手形及び売掛金	20,342	20,342	－
(3) 投資有価証券	2,435	2,435	－
資産計	76,696	76,696	－
(1) 支払手形及び買掛金	9,490	9,490	－
(2) 短期借入金	7,250	7,250	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	19,285	19,285	－
(4) 未払金	8,221	8,221	－
(5) 長期借入金	8,929	8,894	△34
負債計	53,177	53,142	△34
デリバティブ取引 ※	692	692	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

<資産>

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

<負債>

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、並びに(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

＜デリバティブ取引＞

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額810百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 700円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 97円85銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

ストック・オプションについて

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、下記の通り2019年6月21日開催予定の当社第68回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対するストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項（新株予約権の内容）

- | | |
|----------------|--------------|
| ①株式の種類 | 普通株式 |
| ②株式の数 | 500,000株（上限） |
| ③新株予約権の総数 | 5,000個（上限） |
| ④新株予約権の発行価格 | 無償 |
| ⑤新株予約権の割当を受ける者 | |

当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人

⑥ 1株当たりの払込金額

新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額といたします。ただし、当該金額が最低必達株価である658円を下回る場合には、行使価額を658円といたします。

⑦新株予約権の行使期間

割当日後2年を経過した日から2023年9月30日までといたします。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑨譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的債券
- ② 子会社株式及び関連会社株式
- ③ その他有価証券
時価のあるもの

償却原価法（定額法）を採用しております。
移動平均法による原価法を採用しております。

- 時価のないもの
- ④ デリバティブ
- ⑤ たな卸資産
商品及び製品

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。
時価法を採用しております。

原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

主な耐用年数

建物 2～65年

工具、器具及び備品 2～20年

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

事業年度末現在に有する金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

③ 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

④ 製品自主回収引当金

製品自主回収に関する回収費用について、当事業年度末において必要と認めた合理的な損失見積額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の適用要件を満たすものについては、繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……先物為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引、変動金利の借入金

③ ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利変動リスク低減のため、ヘッジ対象の一定の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、ヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合はヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジ有効性の評価は省略しております。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号最終改正平成13年3月31日）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を負債の部、「土地再評価差額金」を純資産の部にそれぞれ計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は、第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △769百万円

- | | |
|------------------------|-----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,609百万円 |
| (3) 有形固定資産の減損損失累計額 | 111百万円 |
| (4) 担保資産及び担保付債務 | |
| 該当事項はありません。 | |
| (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 13,359百万円 |
| 長期金銭債権 | 5,352百万円 |
| 短期金銭債務 | 2,631百万円 |

(6) 保証債務

下記の会社の借入等に対し債務保証を行っております。

TOMY UK Co.,Ltd.	996百万円	(8,000千ユーロ)
TOMY (Shanghai) Ltd.	102百万円	(927千米ドル)
TOMY (Thailand) Ltd.	1,033百万円	(296,000千タイバーツ)
計	2,132百万円	

(注) 1. 外貨建保証債務については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

2. TOMY UK Co.,Ltd.、TOMY (Shanghai) Ltd.の外貨建保証債務については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しております。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	67,303百万円
仕入高	35,342百万円
販売費及び一般管理費	3,054百万円
営業取引以外の取引高	1,413百万円

(2) 関係会社株式評価損

特別損失に計上した関係会社株式評価損15,670百万円は、連結子会社のTOMY Corporationの株式について減損処理を実施したことによるものであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式	1,947千株	1千株	897千株	1,051千株

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取によるものであり、減少897千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	122百万円
関係会社株式評価損	7,304百万円
投資有価証券評価損	316百万円
未払賞与	358百万円
退職給付引当金	237百万円
貸倒引当金	589百万円
減価償却費	160百万円
債務保証損失引当金	964百万円
繰延ヘッジ損益	4百万円
その他	1,088百万円
繰延税金資産小計	11,146百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△10,136百万円
評価性引当額小計	△10,136百万円
繰延税金資産合計	1,009百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△439百万円
繰延ヘッジ損益	△124百万円
固定資産圧縮積立金	△45百万円
再評価に係る繰延税金負債	△472百万円
その他	△70百万円
繰延税金負債合計	△1,152百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△143百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社等(子を含む)	司不動産株式会社	5百万円	不動産賃貸業	被所有 直接 8.0% (注 1)	有	土地の賃借	賃借料の支払	29	－	－
役員及びその近親者	小島一洋	－	当社代表取締役社長	0.1%	－	－	ストップ・オプションの行使 (注 3)	59	－	－
	鴻巣崇	－	当社取締役副社長	0.0%	－	－	ストップ・オプションの行使 (注 3)	71	－	－

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社タカフトミーマーケティング	100百万円	玩具等の卸販売・ロジスティクス	所有 直接 100%	無	当社製品の販売・保管・運送等の委託	当社製品の販売等	57,413	売掛金	11,567
	TOMY (Shanghai) Ltd.	中国元 63,379千	玩具等の販売	所有 直接 100%	無	当社製品の販売、債務保証	債務保証損失引当金戻入	177	債務保証損失引当金	118
							債務保証 (注 2)	221	－	－
							銀行保証料収入	0	未収入金 (銀行保証料)	0
	TOMY Holdings, Inc.	米ドル 1	乳幼児製品・玩具等の企画製造販売等	所有 間接 100%	有	資金の貸付等	資金の回収	1,308	短期貸付金	1,332
							－	－	長期貸付金	3,441
							利息の受取	169	未収利息	2

属性	会社等の 名称	資本金又は 出資金	事業の内 容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	TOMY UK Co.,Ltd.	英ポンド 177	乳幼児製 品・玩具 等の販売	所有 間接 100%	有	債務保 証等	資金の貸 付	2,494	長期貸付 金	1,910
							資金の回 収	1,950	－	－
							利息の受 取	17	未収利息 (貸付金 利息)	0
							銀行保証 料の受入	11	未収入金 (銀行保 証料)	2
							債務保証 (注 2)	4,025	－	－
							貸倒引当 金計上	551	長期貸倒 引当金	1,910
							債務保証 損失引当 金追加	70	債務保証 損失引当 金	3,029
	TOMY (Hong Kong) Ltd.	香港ドル 10千	乳幼児製 品・玩具 等の製造	所有 直接 90.1% 間接 9.9%	有	当社製の 商品等の 製造委託、 債務保証	当社製品の 仕入	35,308	買掛金	2,212
							－	－	未払費用	12
	TOMY International, Inc.	－	乳幼児製 品・玩具 等の企画 販売等	所有 間接 100%	無	当社製の 商品の販 売等	当社製品の 販売等	7,103	売掛金	60
	TOMY (Thailand) Ltd.	タイバー ツ 262百万	玩具等の 製造	所有 直接 100%	有	当社製の 商品等の 製造委託、 債務保証	債務保証 (注 2)	1,033	－	－
							銀行保証 料の受入	2	未収入金 (銀行保 証料)	0

- (注) 1. 司不動産株式会社は、当社代表取締役会長富山幹太郎及びその近親者が同社の全議決権を所有しております。
2. TOMY UK Co.,Ltd.、TOMY (Shanghai)Ltd.、TOMY (Thailand) Ltd.の借入等につき、債務保証を行っており、年率0.25%の保証料を受領しております。
なお、取引金額は、期末日現在の保証残高であります。
3. 取締役会（2014年11月13日）の決議に基づき付与されたストック・オプションの、当事業年度における権利行使を記載しております。
なお、自己株式の処分価額はストック・オプションの権利行使価格に基づいて決定しており、「取引金額」欄には、自己株式の処分時の払込金額を記載しております。
4. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
土地の賃借料は、不動産鑑定士の鑑定評価額及び近隣の相場を参考に決定しております。
資金の貸付については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
なお、担保は受けておりません。
製品仕入及び販売、金型仕入等については、一般取引条件及び市場価格等を参考に決定しております。
5. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 446円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △89円12銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

ストック・オプションについて

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、下記の通り2019年6月21日開催予定の当社第68回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対するストック・オプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する事項
(新株予約権の内容)

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| ①株式の種類 | 普通株式 |
| ②株式の数 | 500,000株 (上限) |
| ③新株予約権の総数 | 5,000個 (上限) |
| ④新株予約権の発行価格 | 無償 |
| ⑤新株予約権の割当を受ける者 | 当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人 |
| ⑥1株当たりの払込金額 | |

新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額といたします。ただし、当該金額が最低必達株価である658円を下回る場合には、行使価額を658円といたします。

⑦新株予約権の行使期間

割当日後2年を経過した日から2023年9月30日までといたします。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑨譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要します。